

令和5年第2回岐阜県議会臨時会提出議案の概要

(令和5年5月9日)

(予算関係)

議第55号 令和5年度岐阜県一般会計補正予算

[担当課：財政課]

歳入歳出補正予算

(単位 千円)

○歳 入	6,886,180
国庫支出金	6,832,438
繰入金	53,742

○歳 出	6,886,180
------	-----------

(企画経済委員会関係)

商工労働部	4,112,417
-------	-----------

- ・ 特別高圧受電中小企業などに対する支援 1,502,417
 特別高圧電力契約を行う県内の工業団地協同組合、中小企業などに対し、電力使用量に応じて料金支援を実施
- ・ LPガス一般消費者などに対する支援 2,610,000
 LPガスを使用する県内の一般消費者などに対し、LPガス販売事業者を通して料金値引きによる支援を実施

(厚生環境委員会関係)

環境生活部	337,507
-------	---------

- ・ 省エネ家電の導入支援を通じた電気料金高騰の負担軽減 300,000
 一般家庭の電気料金高騰の負担を軽減するため、省エネ家電（冷蔵庫及びエアコン）の導入費用を支援
- ・ 私立学校などにおける保護者などへの負担軽減 19,970
 保護者などの負担軽減を図るため、私立の小中高等学校や幼稚園などの給食費、スクールバスの燃料費、教材費に係る高騰分を支援
- ・ 私立学校などに対する光熱費高騰分の支援 17,537
 価格転嫁が困難な私立の小中学校や幼稚園などに対し、光熱費に係る高騰分を支援

健康福祉部 1,592,795

- ・低所得のひとり親世帯への給付金の支給 151,979
低所得のひとり親世帯を対象に、子ども一人当たり一律5万円を給付
- ・医療機関や福祉施設などにおける食材費や送迎バス利用料支援 685,542
利用者などの負担軽減を図るため、医療機関や福祉施設の食材費、私立保育所などの給食費や送迎バスの燃料費に係る高騰分を支援
- ・医療機関や福祉施設などに対する光熱費高騰分の支援 754,074
収入が公定価格で決まるなど価格転嫁が困難な医療機関、福祉施設などに対し、光熱費に係る高騰分を支援
- ・医療機関からの情報収集に係る経費の支援 1,200
5類位置づけ変更後も感染動向を迅速かつ正確に把握するため、サーベイランスシステムを活用するための経費を支援

(農林委員会関係)

農政部 776,316

- ・農業者に対する肥料価格高騰分の支援 116,877
農業者に対し、肥料価格の高騰分を支援
- ・畜産農家に対する家畜飼料の価格高騰分の支援 589,654
畜産農家に対し、配合飼料価格高騰分を支援するとともに、県農畜産公社に対し、酪農家の負担軽減のため乳用初妊牛の譲渡価格上昇分を支援
- ・土地改良区などに対する電気料金などの高騰分の支援 57,096
土地改良区などに対し、揚水機場及び排水機場の電気料金・燃料費の高騰分を支援
- ・養殖業者などに対する養殖飼料などの価格高騰分の支援 12,689
養殖業者や種苗生産施設に対し、養殖飼料などの価格高騰分を支援

(土木委員会関係)

都市建築部 53,501

- ・地域公共交通などに対する燃料価格高騰分の支援 53,501
地方鉄道事業者・広域バス路線事業者・タクシー事業者・運転代行事業者に対し、燃料価格の高騰分を支援

(教育警察委員会関係)

教育委員会 13,644

・ 県立学校における保護者などへの負担軽減 13,644

保護者などの負担軽減を図るため、県立学校の給食費や教材費に係る高騰分を支援

※参考 (5月補正予算規模)

(単位 千円)

	令和5年度			前年度同期 予 算 額	伸 率
	既定額	補正額	補正後額		
一般会計	889,710,000	6,886,180	896,596,180	911,076,561	△1.6%

(専決処分の承認を求めるもの)

議第57号 岐阜県税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について

(令和5年3月31日専決)

[担当課：税務課]

地方税法の一部改正に伴い、次のように改正する。

1 県民税

- (1) 肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、その適用期限を3年延長する。
- (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用停止措置の期限を3年延長する。
- (3) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、その適用期限を3年延長する。

2 不動産取得税

地方税法以外の法律による政策の推進を税制面において支援する特例措置の適用期限を2年又は3年延長する。

3 自動車税

(1) 環境性能割

ア バリアフリー性能の優れたバス及びタクシー（新車に限る。）の取得価額から一定額を控除する課税標準の特例措置について、適用期限を2年延長する。

イ 先進安全技術を搭載した一定の乗用車、バス及びトラックに係る課税標準の特例措置について、次のとおり拡充及び適用期限の延長を行う。

(ア) 歩行者検知機能付き衝突被害軽減制動制御装置を装備した一定の乗用車、バス及び車両総重量が3.5トンを超えるトラック（新車に限る。）の取得価額から175万円を控除する特例措置を講ずる（令和7年3月31日までの取得に限る。）。

(イ) 側方衝突警報装置及び歩行者検知機能付き衝突被害軽減制動制御装置を装備した車両総重量が8トンを超えるトラック（新車に限る。）の取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずる（令和6年4月30日までの取得に限る。）。

(ウ) 側方衝突警報装置を装備した車両総重量が8トンを超えるトラック（新車に限る。）の取得価額から175万円を控除する課税標準の特例措置について、適用期限を令和6年4月30日まで13か月延長する。

(2) 種別割

ア 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車(新車に限る。)について、取得の翌年度の種別割の税率を軽減する特例措置(いわゆる「グリーン化特例(軽課)」)の適用期限を2年又は3年延長する。

イ 初回新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車(※)について、種別割の税率を加重する特例措置(いわゆる「グリーン化特例(重課)」)を3年延長する。

※ 初回新規登録から13年超のガソリン車・LPG(液化石油ガス)車又は初回新規登録から11年超のディーゼル車

軽 課	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車又は天然ガス自動車(以下「電気自動車等」という。)	75%	3年 延長
	2030年度燃費基準90%達成(電気自動車等を除く営業用の乗用車のみ)	軽減	
	2030年度燃費基準70%達成(電気自動車等を除く営業用の乗用車のみ)	50% 軽減	2年 延長
重 課	ガソリン車・LPG(液化石油ガス)車(13年超)又はディーゼル車(11年超)	15% 重課	3年 延長
	上記のうち、バス又はトラック	10% 重課	

4 その他所要の規定の整理等を行う。

(令和5年4月1日から施行)